

(訟ろ-01)

平成29年5月31日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聰

最高裁判所事務総局情報政策課

情報セキュリティ室長 橋爪 信

「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」の送付について（事務連絡）

本日付けで最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」が発出されました。この通達の参考資料として「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについての概要」を送付しますので、関係職員に配布して執務の参考にするようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(平成29.5.31)

訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについての概要

1 趣旨

裁判所における手続の中でされた発言内容について録音又は録画（以下「録音等」という。）をした場合における録音等のデータの管理及び当該データを記録するために用いる記録媒体の管理について、情報セキュリティの観点を踏まえて統一的に規律するものである。

2 用語の定義

(1) 訴訟等関係人

本通達は、法律又は最高裁判所規則の規定により、裁判所若しくは裁判長の命若しくは許可又は当事者の申出に基づいて、裁判所における手続の中でされた発言内容について録音等をした場合における当該録音等のデータの管理について規律するものである。したがって、訴訟代理人や手続代理人、被害者参加人や家事事件における審判を受けるべき者等、およそ裁判所における手続の中で発言をすることが予定されている者は、訴訟等関係人に該当することになる。

(2) 複製用記録媒体

複製用記録媒体とは、証人尋問等記録を保存するために用いる庁用の可搬式の記録媒体のうち、電磁的記録を書き換えることができるものをいい、デジタル録音機で録音するために利用したり、証人尋問等記録を法廷から書記官室や評議室に運搬するために利用したり、録音反訳方式を利用するに当たって録音反訳業者に証人尋問等記録を送付するために利用することを想定している。したがって、証人尋問等記録を保存するために用いることを予定していない記録媒体（例えば、████████において保管している、専ら████████における████████等の録

音のために用いる [REDACTED] や, [REDACTED] において保管している [REDACTED] であ
っても, [REDACTED] 等の際に [REDACTED] による撮影をするためにのみ用いており,
[REDACTED] に挿入したまま保管しているもの) は, 本通達にいう複製用記
録媒体には含まれない。また, 記録媒体が内蔵されているデジタル録音機本体
も, 複製用記録媒体には含まれない。

なお, 複製用記録媒体は, プライバシーに関する情報を多く含む事件に関する
供述等を記録する記録媒体であるため, 私物を用いることは想定していない
ことから, 特に「庁用の記録媒体」と明記している。

(3) 保存用記録媒体

保存用記録媒体とは, 複製用記録媒体と同様に, 証人尋問等記録を保存する
ために用いる庁用の可搬式の記録媒体ではあるが, 電磁的記録を書き換えるこ
とができるものをいい, 調書の記載に代わる録音テープ等への記録やいわゆ
る調書省略の場合等, 証人尋問等記録を事件記録の一部として添付したり, 比
較的長期間保存する必要がある場合に利用することを想定している。

なお, 特に「庁用の記録媒体」としている理由については, 複製用記録媒体
と同様である。

3 録音等の方法

訴訟等関係人の尋問及び供述等の録音等は, 裁判所若しくは裁判長の命若しく
は許可（民事訴訟規則第76条等）又は当事者の申出（民事訴訟規則第170条
第2項等）に基づいて行うこととなるが, デジタル録音機, ビデオカメラ等の種
類を問わず, プライバシーに関する情報を多く含む事件に関する供述等の録音等
をするものであるから, 情報セキュリティの観点からは, 私物を用いることは相
当でないため, 庁用の記録装置を用いて行うべきことを明らかにしたものである。

4 証人尋問等記録の記録媒体への保存及び消去

(1) 証人尋問等記録の保存先

ア 裁判所支給端末に内蔵された記録媒体への保存

証人尋問等記録は、プライバシーに関する情報を多く含むものであり、厳重に管理すべきものであることから、情報セキュリティの観点から、原則として、[REDACTED] 担当書記官等の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存すべきこととした。

なお、担当書記官等の裁判所支給端末の動作が不安定等の理由により、故障に備えて証人尋問等記録のバックアップが必要となる場合も考え得るが、その際のバックアップデータの保存先については、本通達の直接規律するところではない。ただし、本通達の趣旨からすれば、[REDACTED] 記録媒体（例えば、[REDACTED] や [REDACTED] 等）への保存が求められるところであり、各庁においては、バックアップデータの保存先を予め定めるとともに、バックアップの必要がなくなったときは、速やかに消去する態勢を構築しておく必要がある。

イ 複製用記録媒体又は法廷若しくは評議室に設置された裁判所支給端末に内蔵された記録媒体への保存

庁用の記録装置から直接複製用記録媒体に録音をしたり、運搬や録音反証のために証人尋問等記録を複製用記録媒体に保存する必要があることに鑑み、事件処理上必要があるときは、証人尋問等記録を複製用記録媒体にも保存することができるものとしている。もっとも、複製用記録媒体に保存する場合においては、情報セキュリティの観点から、複製用記録媒体に保存した証人尋問等記録は速やかに担当書記官等の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存して、証人尋問等記録を複製用記録媒体に保存しておく期間を必要最小限にすべきである。

なお、刑事裁判においては、音声認識システムを用いて録音等をすることがあるところ、同システムは、法廷及び評議室に設置された裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に認識結果とともに収録した音声又は映像のデータを

保存して使用するシステムであるから、音声認識システムを用いて録音等をした際には、証人尋問等記録を法廷に設置された裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存することができることとともに、裁判員裁判の評議において必要があるときは、評議室に設置された裁判所支給端末に内蔵された記録媒体にも保存することができることとしている。

ウ 保存用記録媒体への保存

①いわゆる調書の記載に代わる録音テープ等への記録等の場合、②証人尋問等記録を調書や事件記録の一部とする場合、③平成元年11月30日付け最高裁総三第33号総務局長、刑事局長通達「通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等に関する事務の取扱いについて」記1に定める録音体を作成する場合、又は④更新用記録媒体を作成する場合等においては、証人尋問等記録が事件記録の一部となったり、当事者等が証人尋問等記録の複製の申出をしたり、公判手続の更新の際に使用されたりすることから、誤ってデータを上書きする等して証人尋問等記録が消失したりすることができないように、証人尋問等記録を書き換えることができない保存用記録媒体に保存すべきことを明らかにしたものである。

なお、「法律又は最高裁判所規則」とは、具体的には次の規定である。

(ア) 民事訴訟規則第68条1項（民事執行規則第12条第2項、非訟事件手続規則第21条、家事事件手続規則第33条、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第23条、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する規則第34条又は仲裁関係事件手続規則第1条において準用する場合を含む。）

(イ) 刑事訴訟法第157条の4第3項

(ウ) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第65条第3項

(エ) 刑事訴訟規則第52条の20

- (オ) 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第30条
- (カ) 民事訴訟規則第170条第2項
- (キ) 民事訴訟規則第227条第2項
- (ク) 民事保全規則第7条第2項
- (ケ) 民事保全規則第8条第3項
- (コ) 配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第3条第2項
- (サ) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する規則第25条第2項

(2) 証人尋問等記録の消去

証人尋問等記録は、プライバシーに関する情報を多く含むものであるから、情報セキュリティの観点から、用済みになった際には直ちに消去すべきことを明らかにしたものである。ただし、担当書記官等の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存した証人尋問等記録に関しては、平成10年3月20日付け総三第57号総務局長通達「録音反訳方式に関する事務の運用について」のように他の通達で保存期間が別途定められている場合があり、その場合には、消去時期はその定めに従うことになる。

5 複製用記録媒体の保管及び貸出し

(1) 複製用記録媒体の保管

複製用記録媒体は、プライバシーに関する情報を多く含む証人尋問等記録を保存するために用いる媒体であり、かつ、可搬性を有することから、情報セキュリティの観点から、紛失等のないように厳重に管理する必要がある。

この点、厳重な管理という観点からは、訟廷において一括して保管するという取扱いに統一することも考えられなくもないが、複製用記録媒体を使用する頻度が高い■や■があることも想定される。

そこで、複製用記録媒体については、訟廷管理官に限らず、広く主任書記官等を保管者と定めて■や■において保管することができるようにする一方で、

厳重な管理という観点から、施錠のできる場所に収納する方法により保管すべきこととした。

なお、厳重な管理という観点からは、訟廷管理官以外の [] や [] の主任書記官等が複製用記録媒体を保管する場合であっても、[]
[]
[]

また、訟廷副管理官については、このような [] という観点から、複製用記録媒体の保管者として定められていないが、本来訟廷管理官が行う複製用記録媒体の保管業務を訟廷管理官の補助者として行うことは妨げられない。もっとも、この場合においても、複製用記録媒体の保管者（複製用記録媒体の数の点検の主体や紛失又は漏えい等の報告の主体）は、飽くまで訟廷管理官であることに注意が必要である。これは、速記管理官と速記副管理官との関係についても同様である。

おって、証人尋問等記録を複製した保存用記録媒体については、事件記録の一部として保存されることがあること、平成9年7月16日付け総三第84号総務局長、民事局長通達「少額訴訟における手続教示、録音テープ等への記録の手続及び口頭弁論調書の作成について」のように他の通達で保管期間や保管方法が定められていることから、本通達においては、その保管について特段の定めを置いていない。

(2) 複製用記録媒体の貸出し

上記のとおり、複製用記録媒体には、プライバシーに関する情報を多く含む証人尋問等記録を保存することになるから、情報セキュリティの観点から、その管理は厳重に行う必要がある。そのため、担当書記官等が複製用記録媒体を利用する必要が生じたときは、主任書記官等からその貸出しを受け、利用する必要がなくなった場合には直ちにこれを返還することになることを明らかにす

るとともに、複製用記録媒体の貸出しを受けた担当書記官等は、貸出しを受けた後主任書記官等に返還するまでの間は、主任書記官等の場合と同様、複製用記録媒体を施錠のできる場所に収納する方法により保管して紛失等のないように厳重に管理すべきことを明らかにしたものである。

なお、情報セキュリティの観点からは、主任書記官等が配置されていない独立簡裁の場合や主任書記官等が不在のため直ちに返還することができないといった事情等がある場合を除き、原則として、担当書記官等に貸し出された複製用記録媒体は、データが消去された状態で、
[REDACTED]

また、複製用記録媒体が破損したときは、当該複製用記録媒体を利用する必要がなくなった場合に含まれ、担当書記官等は、主任書記官等に、当該破損した複製用記録媒体を返還することになる。

おって、主任書記官等は、担当書記官等に貸し出した複製用記録媒体の数を把握しておく必要がある。

6 複製用記録媒体の数の点検

複製用記録媒体の厳重な管理を担保するため、複製用記録媒体の数について定期的に点検すべきこととともに、複製用記録媒体の引継ぎ漏れを防ぐため、主任書記官等の異動等により事務の引継ぎを行う場合にも、その数について点検すべきものとした。また、点検の結果を一般執務についての指導監督を行う首席書記官に報告することにより、首席書記官が指導監督を行うに際して前提となる執務の実情把握のための一手段とともに、複製用記録媒体の管理状況を組織的に把握することができるようとした。

7 亡失又は漏えい等の報告

証人尋問等記録は、プライバシーに関する情報を多く含むものであることから、証人尋問等記録の漏えい又は漏えいのおそれがあるときは、速やかに各裁判所において事後の対応を行う必要がある。そこで、そのような場合には、直ちに各裁

判所の長に報告すべきことを明らかにした。

複製用記録媒体には、証人尋問等記録が保存されるものであるから、これが亡失しないよう常に細心の注意をもって取り扱うべきであるが、万が一、貸出し又は保管中の複製用記録媒体が亡失したときは、証人尋問等記録の漏えいのおそれがあることから、直ちに所属の裁判所の長に報告を行った上で、所属の裁判所において当該複製用記録媒体中のデータの有無及び内容を明らかにすることを想定しているものである。

なお、保存用記録媒体が亡失した場合には、平成21年5月19日付け総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」のような他の通達の定めがある場合にはそれに基づき対応することになるが、当該亡失により証人尋問等記録の漏えい又は漏えいのおそれがあると認めたときは、それに加えて、本通達記第6の定めに基づき、直ちに、所属する首席書記官を経由して、各裁判所の長に報告することになる。

おって、亡失又は漏えい若しくは漏えいのおそれの報告を受けた首席書記官は、速やかに、事後の対応のため、事務局とも情報を共有する必要がある。